

**平成30年度
県立学校で使用する灯油の単価契約（長野Aグループ）仕様書**

調達番号：50292
教育政策課

1 調達物品及び予定数量

白灯油（JIS規格1号） 300, 300リットル

2 入札の条件

- (1) 入札参加者は、長野県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (2) 本件は『一抜け方式』を採用していること（別紙1「平成30年度 県立学校で使用する灯油の単価契約における一抜け方式の採用について」参照）。

3 納入の条件

- (1) 納入車両の制限等については、別表1「平成30年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 対象校一覧」に記載のとおりであるので留意すること。
- (2) 対象の学校の調達予定数量は、別表2「平成30年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 予定数量」に記載のとおり。
- (3) 対象の学校からの発注のあった都度、その指定する期日（以下「納入期限」）までに当該発注に係る灯油を納入するとともに、納品書を発注した学校長あて提出すること。なお、対象の学校からの発注は、原則として納入期限の3営業日前までに行うこととする。
- (4) 天災その他自然現象等によりやむを得ない場合を除き、納入期限までに納入すること。

4 契約の条件

- (1) 代金は、物品調達契約書第4条第1項に規定するとおり請求を行うこと。
請求は、月ごとに行うこととし、納入した月の翌月15日までに請求書を提出すること。
請求書は、納入実績のあった学校長あて個別に作成し、当該学校へ直接提出すること（郵送・持参は問わない）。
請求にあたっては、納入日及び納入量がわかる内訳を添付すること。
- (2) 物品調達契約書第8条第1項に規定する「経済状況の激変により契約内容が著しく不相当となったときの契約内容の変更」については、別紙2「平成30年度 県立学校で使用する灯油の単価契約（全グループ共通）変更契約協議方法」のとおりとし、変更契約の協議を行うものであること。

平成 30 年度 県立学校で使用する灯油の単価契約における
一抜け方式の採用について

1 本件一抜け方式の取扱いについて

不明な点がある場合は、平成 30 年 11 月 2 日(金) 午後 5 時までに入札説明書別紙様式の質問表により、教育政策課経理係 (kyoiku-keiri@pref.nagano.lg.jp) あて電子メールで提出し、回答内容を確認のうえ入札してください。

- (1) 落札者の決定は、2に記載の表の落札決定順位により決定します。
- (2) 本件の落札者は、本件以後の他の一抜け対象案件に入札することができません。したがって、本件の落札者が、本件以後の他の一抜け対象案件について入札書を提出した場合は、当該入札書は無効となります。
- (3) 本件が不落・不調となった場合は、本件以降の入札を中止し、別に定める日時において再度入札を行います。(その場合、当該入札に係る提出済みの入札書は無効となります。)

2 対象となる案件について

以下の表に記載のとおりです。

落札決定順位	対象案件の名称	調達番号
1	平成 30 年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 (長野 A グループ)	5 0 2 9 2
2	平成 30 年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 (長野 B グループ)	5 0 2 9 3
3	平成 30 年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 (松本 B グループ)	5 0 2 9 1
4	平成 30 年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 (松本 A グループ)	5 0 2 9 0
5	平成 30 年度 県立学校で使用する灯油の単価契約 (上田グループ)	5 0 3 3 0